

保育所等利用申込に係る重要事項同意書

以下の確認項目の内容を確認し確認欄にチェックを入れ、保護者氏名欄に署名してください。この書類は、申込時にご提出ください。

1 利用申込について

確認項目	確認欄
「令和9年度版保育所入所のご案内」を読み、内容について了承しました。	☐
申込時に不足書類があると受付できません。申込前に、「7 申込時に必要なもの（10、11ページ）」をよく確認してください。	☐
申込後に家庭状況に変更（退職、離婚等）があった場合、利用調整指数の見直しが必要となる場合がありますので、こども保育課までご連絡ください。	☐
事実と異なる虚偽の記載があった場合、内定の取消し、保育の実施解除（退所）となります。	☐
入所できなかった場合の通知（入所保留通知書）は、入所を希望する最初の月のみ送付します。	☐
同じ月に2か所以上の保育施設に在籍することはできません。	☐
基準指数、調整指数は、いずれも各入所月の締切日を基準とし、その状態が入所後も継続しているものとして適用します。申込後に就労していた勤務先を退職した等、保護者の状況が変わる場合、内定取消または退所になることがあります。	☐
希望保育施設の入受月齢をご確認ください。利用希望月初日に受入月齢を満たしていない希望保育施設は、入所選考の対象外になります。	☐
募集がない保育施設に申込みはできますが、急な空きがない限り募集がない保育施設は入所選考の対象外となります。また、希望した保育施設のみ入所選考の対象となります。	☐
保育施設に内定したときは、入所月の前月末までに入所予定施設と面接を受けてください。面接が受けられない場合や、面接の結果により集団保育ができないと判断された場合は、内定が取消しになることがあります。	☐
認可保育施設の入所は毎月1日です。月途中での入所はできません。	☐

2 申込時に必要な書類

確認項目	確認欄
提出された書類は返却できません。	☐
申込書類の未着について、市は一切責任を負いません。	☐
選考は、申込締切日までに到着している書類のみで行われます。締切日を過ぎて到着した書類は、次回の選考から反映されます。	☐
申込みされたお子様の弟・妹を妊娠された場合は、新しくお生まれになるお子様の親子健康手帳（母子健康手帳）のコピー（表紙・分娩予定日の分かるページ）を提出してください。	☐
各証明書類は、申込日から3か月以内の証明日が明記されているものが有効です。	☐

3 教育・保育認定給付

確認項目	確認欄
認定及び保育の利用基準に該当しない場合、希望する認定が受けられない場合があります。	☐
教育・保育給付認定は保育の必要性の有無を判定するもので、認可保育施設への入所をお約束するものではありません。認定されても、入所希望者が多数の場合は選考の結果、希望する施設に入所できない場合があります。	☐
認定後、施設を利用する必要がなくなった場合や、認定内容（家庭状況、勤務状況等）に変更がある場合は市に届け出てください。	☐

4 保育料

確認項目	確認欄
保育階層は、令和8年度及び令和9年度の住民税課税額で決定します。住民税課税額が確認できない場合は、最高額で決定されます。住民税の申告がお済みでない方は、すみやかに申告を行ってください。	☐
保育料の滞納がある場合、保育施設を通じて督促状や催告書を配付する場合があります。また、滞納があると入所選考の際、不利になる場合があります。	☐

5 個人情報

確認項目	確認欄
適正な保育を実施するため、保育施設からの求めに応じ、現在の勤務先などの個人情報を提供することがあります。	☐
教育・保育給付認定や保育料算定等を目的として、課税状況等を白岡市が保有する情報で確認します。また、その決定内容について白岡市福祉事務所から当該保育施設に通知します。	☐

6 その他の事項

確認項目	確認欄
白岡てらつか保育園、フレンドキッズランド白岡園については、令和9年4月開所予定ですが、社会情勢の変化等の影響により開所時期が遅れる可能性があることを理解のうえ、申込みます。	☐
これまでに「こども誰でも通園支援事業」を利用していたことがある方 保育所入所が決定した場合には、「こども誰でも通園支援事業」の利用申請を取下げます。	☐

上記事項について確認、承諾したので、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等利用申込書について関係書類を添えて提出します。

令和 年 月 日

保護者氏名